

< 保健師助産師学校指定規則改正案へのパブリックコメント >

助産師教育のカリキュラム改正に関する意見

全国助産師教育協議会教育推進委員会（平成 19 年 10 月 14 日提出）

今回の改正は、看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増している看護職の教育内容を充実させ、看護実践能力を強化するために行うとされている。従って、改正では技術項目に焦点を当てているが、以下の点で助産師の実践能力強化を図るには不十分と考え、改正案の変更を求めたい。

今から 11 年前、すなわち平成 8 年度に行われた前回の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正では、4 年制大学における 6 か月の助産師教育の現状を追認する形で、必須カリキュラムの変更が行われた。具体的には、助産師カリキュラムを規定する別表 2 が次のように変更された。

必須教科ごとに必須時間数を規定するやり方から、教育内容ごとに必須単位数を規定するやり方に変更された（別表 2 本体および備考 1）。その結果、5 教育内容、合計 22 単位が助産師の必要カリキュラムとされた。これが、の単位読み替えの受け皿になった。

「教授内容を併せて教授する場合」（統合カリキュラム）には、必要単位数を 1 単位減免する規定が新設された（備考 2）。その結果、統合カリキュラムの場合には、合計 21 単位が助産師の必要カリキュラムとされた。

「複数の教育内容を併せて教育することが教育上必要適切と認められる場合」には、別表 2 本体に規定する教育内容ごとの単位数によらず、他科目の履修を助産師教育の必要時間数の履修に読み替えし、あるいは二重読みし、その結果、臨地実習が 8 単位、臨地実習以外の教育内容の単位合計が 14 単位あれがよいとする規定が新設された（備考 3）。その結果、読み替えの解釈次第では、理論上、助産師教科として合計 10 単位のカリキュラムでも助産師の必要カリキュラムとされた。

助産学実習での分娩取り扱い件数が「十回以上」から「十回程度」に変更され、十回程度が具体的に何回なのかが曖昧にされた（別表 2 本体備考欄）。その結果、大学の選択性の助産師教育機関で、分娩取り扱い件数が二回でも助産学実習の単位を取得できた学生がいた。

については、本協議会の調査で、4 年制大学における 6 か月の助産師教育の中では、看護師科目の単位を助産師教育の単位として読み替えが広く行われており、際だった例

として、助産師の臨地実習 5 単位、助産師教育科目 5 単位だけしか開講せず、合計 10 単位しか行っていないなくても文部科学省が認可している大学がある。平成 17 年の円より子参議院議員の質問趣意書に対する答弁書で政府は、「複数の教育内容を併せて教育することが教育上必要適切と認められる」との判断は、文部科学大臣又は厚生労働大臣が行っているとしているだけで、答弁書がその判断の基準として漠然とあげた「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」別表 2「助産師教育の基本的考え方、留意点等」には何らの具体的な該当箇所がなく、いまだに何を拠り所に「複数の教育内容を併せて教育することが教育上適切」と認められるのかその基準は不明のままである。その結果、4 年制大学では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 2 備考 3 を根拠として、別表第 2 が最適基準として規定する 22 単位すら下回る助産師教育が続けられている。

についても、「十回程度」が具体的に何回なのか明確にされたのは、ようやく平成 17 年の円より子参議院議員の質問趣意書に対する答弁書の中で、「九回を下回った場合に、「十回程度」に満たないと判断」とすると政府の解釈が示されたときである。ちなみに、本協議会の調査(2004 年)でも、4 年制大学で助産師教育を行っている 1/3 の大学で、6 回以下の分娩介助件数で助産学実習の単位を認定した学生がいたことを認めている。

「お産難民」という新語が示すとおり、あいつぐ産科病棟や産科医院の休廃業でわが国の女性は近くの生活圏で出産する場所さえも奪われようとしており、その解決策として助産師の活用が叫ばれ、力のある助産師が求められている。しかし、残念なことに産科の現場からは新卒助産師の実践力不足・低下が指摘されている。こうした新卒助産師の力の低下の原因の大きな一つが平成 8 年度の 4 年制大学の 6 か月の助産師教育の現状追認のための保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正であることは多くの人々が指摘している。6 か月の中に押し込めないものを無理に押し込めたことが、この新卒助産師の実践力不足・低下の大きな原因の一つであるならば、改正案はこの点を正面に据えて検討しなければならないはずである。

今回の改正案が拠り所とした「看護基礎教育の充実に関する検討会」の「これまでの議論の中間的まとめ」とりまとめ(19 年 2 月)では、「現行制度と枠にとらわれずに議論する必要がある。その際には新卒看護職員にどの程度の能力が必要か、という視点からの検討が必要であるが、現行の 3 年間あるいは 6 月の課程の中で対応可能か、教育期間を延長する必要があるかについて検討する必要があるとともに、延長によって…」とカリキュラムが 6 か月に収まらないときには、教育期間の延長もありうる、とのスタンスでのカリキュラムの検討をすることが表明されている。

ところが、そのほんの 2 か月後の「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」(19

年4月)では、次のように変わる。「本検討会では、以上のような改正カリキュラム(案) ...に係る事項を中心にとりまとめたところである。これらは現行の看護師教育3年、保健師教育6ヶ月、助産師教育6ヶ月という修業年限を前提にいかなる充実が可能かという観点からとりまとめたものである。」(最終報告)

つまり、たった2か月前の「教育期間を延長する必要があるかについて検討する必要がある」(中間のまとめ)とした態度が、「本検討会の議論を踏まえつつ、教育の方法や内容、期間について、...望ましい教育のあり方に関する抜本的な検討を別途早急に行う必要がある。」と先送りされた。

現状の助産師教育6ヶ月の修業年限を前提とした「望ましい教育のあり方」でもなく、「抜本的な検討」でもない、「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」とは、いったい何なのであろうか。そして、これを拠り所とした今回の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正では、力のある助産師の育成と女性が安全・安心・満足して出産できる場所の確保を後押しすることになるとは考えられない。

以上の問題意識を踏まえて、平成19年9月14日に示された「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案」について意見を述べる。

1. 省令案では、指定規則別表第二の助産師教育の必要単位数は、「助産実習」が1単位増やされただけである。これでは、今回の改正の目玉として宣伝している「分娩以外の支援能力を重視」した助産教育はもちろん、それ以外の、指導要領の「助産師教育の基本的考え方、留意点等」で提案されている助産師教育の充実は到底実現できない。
2. 省令案では、指定規則別表第二の助産学実習での分娩取り扱い件数が、前回変更された表現「十回程度」で曖昧な表現のまま残されている。たとえば「十回程度...。ただし、九回を下回らないこと。」と、明確な表現に変更すべきである。
3. 検討会ワーキンググループの指定規則別表第二の改正案にあった「実習期間中に、妊娠中期から産後1ヶ月まで継続して受け持つ実習を1例以上行うこと。」が、最終報告では、「看護師等要請所の運営に関する指導要領 別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点等 改正案」に移された。省令案でも、指定規則別表二から継続事例の規定がなくなっている。これでは、継続事例の取り扱いが必須か選択かが不明確になり、今回の改正の目玉の1つとされている「産前産後に継続した事例の実習」をすべての助産学生が行えるか、きわめて疑問である。
4. 省令案では、指定規則別表第二の備考二および三が、前回平成8年改正時の表現のまま残されている。「複数の教育内容を併せて教育することが教育上必要適切」であると判断する基準も示されていない。この備考三の規定は、検討委員会報告書にはなく、厚労省および文科省が、省令案で独自に現行指定規則にある看護師教

育単位の助産師教育単位への読み替え(二重読み)規定を復活させたことになる。これでは、別表二のわずか1単位増やされた助産師カリキュラム合計22単位の規定すらも最低保障の意味を失い、現行規定助産師カリキュラム合計21単位を下回る現に存在する多数の大学の劣悪な助産師カリキュラムが温存されることになる。

5. 省令案では、検討会報告書にある合計23単位の助産師カリキュラムを採用し、ワーキンググループが提案した合計34単位の「望ましい」助産師カリキュラムには、その実現時期も含めてまったく触れていない。これにより、検討会報告書の最初に謳ってある「患者の視点に立った質の高い看護の提供」の言葉はたちまち色あせてしまい、またもや平成8年の現状追認の指定規則改正になってしまい、助産師の実践力の問題、そしてわが国の出産環境をめぐる問題は何も解決できないことになる。4年制大学における6か月の助産師教育の存在が望ましい助産カリキュラムの実現を妨げているからと言うのであれば、省令案の合計23単位の助産師カリキュラムは当分間の暫定的基準とし、その間に4年制大学の6か月の助産師教育を看護師教育終了後の大学院あるいは専攻科での1年間助産教育への移行を促し、あくまで、合計34単位の望ましいとされる助産師カリキュラムを指定規則の改正案の本基準として規定すべきである。